

広島県告示第五百六十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定によつて、次に掲げる地籍調査を平成十九年五月十四日付けで国土調査として指定した。

平成十九年五月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

調査を行う者の名称	調査地 域	調査期 間
三次市	吉舎町吉舎の一部、甲奴町宇賀の一部	国土調査指定の日、 平成二〇年三月三十一日
安芸高田市	吉田町相合、多治比の一部	国土調査指定の日、 平成二〇年三月三十一日